

園芸グローバル産地育成強化事業実施要領

県は、福島県農林水産業復興創生事業交付金交付要綱（平成29年3月31日付け28文第298号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業実施要綱（平成29年3月31日付け28文第297号農林水産事務次官依命通知。以下「国実施要綱」という。）、福島県農林水産業復興創生事業実施要領（平成29年3月31日付け28文第299号農林水産省大臣官房文書課長、食料産業局長、生産局長、水産庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に基づき、福島県農産振興事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び福島県農産振興事業事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）、福島県補助金等の交付に関する規則（昭和45年福島県規則第107号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところにより適正な実施を図る。

第1 事業の目的

本県の果樹等の園芸品目は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から10年以上が経過した現在でも風評等の影響により、本県を代表する農産物ブランドの最ももをはじめとして主たる国内他産地との価格差が根強く残っている。また海外、とりわけ中国等では、震災以降、本県産農産物の輸入が規制されたままである。

一方で、タイ、マレーシアでは輸入が再開し、以降、その優れた「ふくしまブランド」品質が高く評価され、順調に輸入実績が伸び、一部の国、品目では震災前の水準を上回る輸入量となっている。これら本県産農産物の輸入を再開した諸外国の動きや、さらには、台湾での本県産食品の輸入規制措置緩和など優れた品質を有する本県産果実等のニーズは、今後ますます高まることが見込まれる。

他方、輸出の再開や拡大には、輸出相手国の求める様々な基準を満たした生産体制の整備と輸送技術の確立に取り組む必要がある。

このため、輸出相手国の残留農薬基準や植物検疫の条件、品質等のニーズに対応した生産体制整備に向け、防除技術の確立やスマート農業及び環境制御等先端技術の導入や、最高の「ふくしまブランド」を輸出相手国に届けるための果実等の品目や輸送方法等に応じた鮮度及び品質維持可能な技術の実証等を確立し、輸出の拡大を図り、世界に「ふくしまブランド」を積極的に発信することで、風評払しょくと産地再生を加速させる。

第2 事業の内容等

本事業の内容、事業実施主体、補助率、補助対象及び採択要件は、別表1のとおりとし、補助対象経費の詳細は別表2のとおりとする。

なお、事業実施主体及び補助対象に係る留意事項については別表3、農業機械等のリースについては別表4に留意するものとする。

第3 補助

- 1 県は、予算の範囲内において、交付要綱の定めるところにより市町村長に対し補助するものとする。ただし、交付額は千円単位とし、千円未満の額は切り捨てるところとする。
- 2 県は、事業実施主体が、全国農業協同組合連合会福島県本部、福島県農業協同組合中央会等の全県域を範囲とする広域的な農業団体（以下「県域農業団体」という。）である場合又は市町村域を超える広域的な団体（以下「広域団体」という。）である場合等であって、市町村が補助を行うことができない場合に限り、直接補助を行うことができる。

第4 事業計画の申請及び承認等

- 1 (1) 事業実施主体は、事業実施計画書（別紙様式1）を市町村に提出する。
提出を受けた市町村は、事業計画書を審査の上、適正と認められる場合は、事業実施計画承認申請書（様式1）を併せて当該市町村を所管する農林事務所長（以下、「所長」という。）に申請する。
(2) 広域団体（事業実施主体）は、事業実施計画書（別紙様式1）及び事業実施計画承認申請書（様式1）を作成し、主な事業実施地区を所管する所長に申請する。
なお、事業計画承認申請書の申請においては、関係市町村長が直接補助を承認した旨が確認できる書類を添付するのもとする。
(3) 県域農業団体（事業実施主体）は、事業実施計画書（別紙様式1）及び事業実施計画承認申請書（様式1）を作成し、農林水産部長に申請する。
- 2 申請を受けた所長又は農林水産部長（以下、「所長等」という。）は、審査の結果適當と認めた場合は、1の(1)にあたっては市町村に、1の(2)及び(3)にあたっては事業実施主体に対し事業実施計画の承認（様式2）を行う。

第5 事業計画の変更

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、国実施要領第3の2及び交付要綱第5に定める重要な変更を行う場合は、第4の1に準じて事業計画変更承認申請書（様式3）を所長等へ申請し、申請を受けた所長等は、第4の2に準じて市町村又は事業実施主体に対し事業計画変更の承認を行う（様式2）。
- 2 市町村又は事業実施主体は、事業実施計画の承認を受けた後に、第5の1以外の軽微な変更を行う場合は、事業実施計画変更届（様式4）を作成し、所長等に速やかに提出するものとする。

第6 事業の実施期間

本事業の実施期間は単年度とする。

第7 成果確認検査

事業の確認検査に当たっては、農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領に準じて確認検査を行うものとする。

第8 事業実施状況の報告

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業終了後速やかに事業実施計画に準じて実施状況報告書（別紙様式1）を作成し、事業を実施した年度の翌年度の5月末までに所長等に提出する。
- 2 所長は、提出された実施状況報告書を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度の6月末までに農林水産部長に提出する。

第9 事業の評価

- 1 市町村又は事業実施主体は、事業実施年度から3年間、事業の成果目標に対する達成度について事業評価報告書（様式5）を作成し、事業を実施した年度の翌年度から毎年、5月末までに所長等に提出する。
- 2 所長は、提出された事業評価報告書を取りまとめ、事業を実施した年度の翌年度から毎年、6月末までに農林水産部長に提出する。
- 3 事業実施年度の翌々年度において、実績が成果目標の70%に満たない場合は、所長等は、市町村又は事業実施主体に対し必要な改善措置を指導し、改善状況を報告させるものとする。

第10 その他

- 1 交付要綱の第1号様式中「2 事業の内容（実績）」の別に定める様式については、様式6のとおりとする。
- 2 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は令和3年4月17日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和4年4月18日から施行する。

附 則

- 1 この要領は令和5年4月11日から施行する。